

平成十八年二月十七日提出
質問第八二二号

外務省職員の殉職扱いに関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員の殉職扱いに関する質問主意書

一 平成十八年二月十六日の衆議院予算委員会で、政府参考人（塩尻孝二郎外務省官房長）は、平成十六年五月六日に自殺した在上海総領事館員（以下、「館員」という。）について外務省は殉職扱いしているとの趣旨の答弁をしたが、殉職の定義如何。

二 外務省が「館員」を殉職扱いにした根拠如何。

三 「館員」を殉職とするにあたって決裁書が作成されたか。決裁書の起案日、決裁終了日を明らかにされたい。決裁書には秘密指定がなされているか。決裁書に外務大臣、外務事務次官、外務審議官、官房長、官房総務課長、人事課長、会計課長は決裁しているか。決裁書は保存されているか。

四 過去に外務省が自殺者を殉職扱いとした事例があるか。あるとするならば、いつ、どのような事例においてか。

五 殉職扱いにすることにより、退職金、年金の給付額にはどのような影響があるか。
右質問する。